

(案)

(仮称)奥州市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等への支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等への支援に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市の区域内に居住する者及び市の区域内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市の区域内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等への支援を行う民間の団体をいう。
- (6) 関係機関等 国、岩手県、警察、犯罪被害者等への支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等への支援に関係する団体をいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による被害を受けた後に犯罪被害者等が受ける、当該被害に係る他者からの配慮に欠ける言動、インターネットその他の通信手段を用いて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等を受けることにより犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われなければならない。

- 2 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該支援により二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分に配慮して行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等への支援は、市と関係機関等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、及び総合的に実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等に対する支援が円滑に実施されるよう、その支援体制の整備に努めるものとする。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害すること並びに二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員が被害の回復又は軽減を図り、及びその被害に係る法的手続等に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労、勤務、休暇等について十分に配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な支援を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(心身に受けた影響からの回復支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス、福祉サービス等が提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第9条 市は、犯罪被害者等の安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための措置、犯罪被害者等の就労支援等必要な支援を行うものとする。

（学校等における支援）

第12条 市は、犯罪被害者等が児童、生徒又は学生であるときは、その置かれている状況に応じて適切な配慮がなされるよう、学校等と連携し、必要な支援を行うものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第13条 市は、犯罪被害者等への支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、民間支援団体が犯罪被害者等への支援を行うために必要な情報の提供等必要な支援を行うものとする。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第14条 市は、関係機関等と協力し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性について市民等及び事業者の理解を深め、並びに二次被害及び再被害を生じさせることのないよう、必要な啓発活動を行うものとする。

（人材の育成等）

第15条 市は、犯罪被害者等への支援を適切に行うため、当該支援を担う人材の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（支援の制限）

第16条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合又は犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、当該支援を行わないことができるものとする。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等への支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

パブリックコメント供覧用
令和8年9月24日～令和8年10月26日